

# 収用委員会事務概要

令和 5（2023）年度  
栃木県収用委員会

# 目 次

1	収用委員会のあらまし	
(1)	収用委員会の組織	1
(2)	収用委員会の権限	1
(3)	収用委員会の運営	2
(4)	収用委員会事務局	3
2	栃木県収用委員会裁決申請事件一覧（昭和 54 年度～）	4
3	条例・規則・規程	
(1)	栃木県収用委員会運営規則	12
(2)	栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程	18
(3)	土地収用法の規定により出頭する鑑定人等の旅費及び手当に関する条例	21
(4)	栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例	22

# 1 収用委員会のあらまし

## (1) 収用委員会の組織

収用委員会は、憲法第29条が規定する公共の福祉と財産権の補償との均衡を実現するため、地方自治法第180条の5第2項第3号により都道府県に設置を義務付けられた、独立した行政委員会である。その準司法的権限のゆえ、公正中立が要求されるが、形式的には都道府県知事の所轄の下に設置されている（土地収用法（以下「法」という。）第51条）。

収用委員会は、法律、経済又は行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て都道府県知事が任命する7名の委員から組織される（法第52条）。委員の任期は3年で、再任されることができる（法第53条）。

会長は委員により互選され、収用委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。会長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する（法第56条）。会長の主な権限は、会議の招集（法第60条第1項）、可否同数の場合の表決権（法第60条第3項）、審理の指揮（法第64条）等である。

委員に欠員が生じたときには、あらかじめ就任の順位を定めて置かれた予備委員（法第52条第2項）のうち先順位者が就任する（法第53条第2項）。

収用委員会の審理は原則として公開される（法第62条）が、裁決の会議は非公開である（法第66条）。

## (2) 収用委員会の権限

収用委員会の主な権限は、次のとおりである。

- 裁決申請書の欠陥の補正命令と却下（法第41条）、受理（法第42条第1項）、明渡裁決申立書の欠陥の補正命令（法第47条の3第5項）、受理（法第47条の4第1項）
- 裁決申請書の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知（法第42条第1項、45条第1項）、明渡裁決申立書の送付及び土地所有者等への明渡裁決申立ての通知（法第47条の4第1項）
- 審理（法第46条第2項、62条、63条、65条第1項）

- 裁決（法第47条、47条の2、48条、49条）
- 代表当事者の選定の勧告（法第65条の2第7項）
- 和解の勧告及び和解調書の作成（法第50条）
- 緊急使用の許可（法第123条）及び当該許可に基づく使用により生ずる損失の補償に関する裁決（法第124条第2項）
- あつせん委員の推薦（法第15条の3）
- 仲裁委員の推薦（法第15条の8）
- 測量、事業の廃止等により生ずる損失の補償に関する裁決（法第94条）
- 協議の確認（法第118条～121条）
- 収用委員会規則の制定（法第59条）
- 指名委員への事務の委任（法第60条の2第1項）

### (3) 収用委員会の運営

栃木県収用委員会の運営方法については、現在、栃木県収用委員会運営規則（昭和57年6月18日栃木県収用委員会規則第1号）に規定されているが、その主な内容は次のとおりである。

- 会長等の選挙（第2条）及び任期（第3条）
- 会長の専決事項（第5条）
- 会議に関する定め（第6～8条）
- 指名委員が複数である場合における、代表指名委員の定め（第9条）
- 議事録についての定め（第11条）
- 審理に関する定め（第12～15条）

また、公開による審理の傍聴に関し、同規則第15条の規定に基づいて、栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程（昭和57年6月18日栃木県収用委員会告示第1号）が制定されている。

委員の報酬等については、栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年3月30日栃木県条例第26号）に、規定されている。

法第65条第6項の規定により支給する鑑定人又は参考人の手当及び旅費については、土地収用法の規定により出頭する鑑定人等の旅費及び手当に関する条例（昭和44年3月27日栃木県条例第3号）に、規定されている。

#### (4) 収用委員会事務局

収用委員会の事務を整理させるため、収用委員会に必要な職員を置き（法第58条第1項）、その職員は、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから会長の同意を得て任命するとされている（同条第2項）が、都道府県知事は、その定める当該都道府県の内部組織において収用委員会の事務を整理させることもできる（同条第3項）。本県においては、後者の規定により、県土整備部用地課収用管理担当において収用委員会の事務を行っている。

課長 ---- 課長補佐（総括） ---- 収用管理担当4名

これらの職員の行い得る事務は、次のとおりである。

- 会議又は審理に出席し、会長等の許可を受けて事案について説明し、又は意見を述べること（運営規則第16条第1項）。
- 軽易な照会、回答、報告及び通知に関すること等、軽易な事項について専決すること（同条第2項）。

## 2 栃木県収用委員会裁決申請事件一覧

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
昭和 28年 No.1	道路改良	足利市	市道新設改良事業(足利市通地内)	旧法による 裁決申請	不明 29. 2. 9 裁 決
29年 No.2	道路改良	栃木県	二級国道前橋水戸線改築工事(下都賀郡穂積村地内)	旧法による 裁決申請	不明 29. 7.12 裁 決
29年 No.3	道路改良	下都賀郡 穂積村?	村道改修事業(下都賀郡穂積村地内)	旧法による 裁決申請	不明 29. 7.12 裁 決
36年 No.4	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川改修事業(足利市勸農町地内)	旧法による 裁決申請	37. 1.17 37. 9.10 和解成立
36年 No.5 ～ No.8	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川改修事業(足利市勸農町及び猿田町地内)	旧法による 裁決申請	37. 1.17 38. 3.29 和解成立
36年 No.9 ～ No.11	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川改修事業(足利市勸農町及び猿田町地内)	旧法による 裁決申請	37. 1.17 38. 8. 9 和解成立
39年 No.12	道路改良	栃木県	一般国道日光沼田線道路改良工事 【路線名変更後】一般国道120号線道路改良工事	旧法による 裁決申請	39. 9.25 42. 2.18 裁 決
41年 No.13	道路改良	栃木県	県道那須湯本板室黒磯線道路改良工事	旧法による 裁決申請	41. 4. 9 41. 5.10 裁 決
41年 No.14	都市計画 街路	小山市	小山市都市計画街路Ⅱ－2－2号線事業	旧法による 裁決申請	41.11. 7 41.12.13 和解成立
41年 No.15	道路改良	栃木県	県道那須湯本板室黒磯線道路改良工事	旧法による 裁決申請	42. 1.23 42. 3.13 裁 決
41年 No.16	道路改良	建設大臣	一般国道4号線矢板国道改築工事	旧法による 裁決申請	42. 2.16 42. 3.23 取下げ
42年 No.17	都市計画 街路	大田原市	大田原都市計画街路事業	旧法による 裁決申請	42.11.24 42.12.20 和解成立
42年 No.18	道路改良	栃木県	県道佐野田沼線道路改良工事	旧法による 裁決申請	43. 1.13 43. 3.16 裁 決
42年 No.19	都市計画 街路	栃木県	宇都宮都市計画街路(宇都宮白沢線)事業	旧法による 裁決申請	43. 2. 9 43. 3.24 裁 決

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
42年 No.20	都市計画 街路	栃木県	藤原都市計画街路2等大路第1類第2号線(新鬼怒川線)街路事業	旧法による 裁決申請	43. 2. 9 43. 7.11 和解成立
43年 No.21	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川下流改修南猿田築堤工事並びにこれに伴う県道、市道及び農業用水路付替工事	旧法による 裁決申請	43. 5.22 43. 8.15 裁 決
43年 No.22	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川上流改修伊勢築堤工事及びこれに伴う市道付替工事	旧法による 裁決申請	43. 6.13 43.10. 5 裁 決
43年 No.23	都市計画 街路	栃木県	鹿沼都市計画街路2等大路第2類第3号線(庁舎通り線)街路事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	43.10.28 44. 1.16 裁 決
43年 No.24	道路改良	栃木県	一般国道121号改築工事(今市市内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 2. 6 44. 3. 8 和解成立
43年 No.25	道路改良	栃木県	県道佐野田沼線改築工事(田沼町地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 2. 6 44. 3.15 一部和解 44. 3.28 一部裁決
43年 No.26	橋梁架換	栃木県	一般国道121号中岩舟橋橋梁整備工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 3.31 44. 7. 5 裁 決
44年 No.27	町民セン ター	益子町	益子町民センター(益子町公民館、児童館、児童プール、体育館及び総合グラウンド)建設事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 6.17 44.10.16 裁 決
44年 No.28	都市計画 街路	鹿沼市	鹿沼都市計画街路2等大路第2類第6号線(国鉄駅西通り)改良事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 9.24 45. 1.26 取下げ
44年 No.29	都市計画 街路	鹿沼市	鹿沼都市計画街路2等大路第2類第6号線(国鉄駅西通り)改良事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 9.24 44.11.29 和解成立
44年 No.30	道路改良	栃木県	一般国道121号(今市市内)改築工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 9.30 44.11.24 44.12.19 和解成立
44年 No.31	道路改良	栃木県	一般国道121号(今市市内)改築工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44. 9.30 45. 2. 2 裁 決
44年 No.32	都市計画 街路	栃木県	矢板都市計画街路2等大路第2類第2号線(公園通り)事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	44.12.18 45. 2.21 和解成立
44年 No.33 No.34	道路改良	栃木県	県道藤原宇都宮線改築工事(塩谷町地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	45. 2. 2 45. 3. 7 取下げ

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
45年 No.35	都市計画 街路	栃木県	真岡都市計画街路2等大路第2類第2号線事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	45. 4. 11 45. 4. 27 取下げ
45年 No.36	発電所	栃木県	栃木県菅板室発電所建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	45. 6. 15 45. 8. 5 裁 決
45年 No.37	都市計画 街路	栃木県	宇都宮市都市計画街路2等大路第1類第13号線改良事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	45.11.28 46. 1. 9 46. 3. 9 和解成立
45年 No.38	発電所	栃木県	栃木県菅板室発電所建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	46. 1. 14 46. 3. 6 裁 決
46年 No.39	道路改良	栃木県	県道深程宇都宮線改築工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	46.12. 9 47. 1. 19 取下げ
46年 No.40	道路改良	栃木県	県道塩原那須線道路改築事業	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	47. 1. 21 47. 3. 11 裁 決
46年 No.41	都市計画 公園	栃木県	宇都宮市都市計画公園事業(真岡都市計画第2号井頭県民レクリエーション公園)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	47. 2. 28 47. 3. 30 裁 決
47年 No.42	高速自動 車道	日本道路 公団	高速自動車国道東北縦貫自動車道川口・青森線新設工事(西那須野IC、白河IC間)及びこれに伴う付帯工事並びに道路及び農業用水路付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	47. 9. 7 47.12.12 裁 決
47年 No.43	高速自動 車道	日本道路 公団	高速自動車国道東北縦貫自動車道川口・青森線新設工事(西那須野IC、白河IC間)及びこれに伴う付帯工事並びに道路及び農業用水路付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	47. 9. 7 47.12.12 裁 決
47年 No.44	道路改良	栃木県	県道向田給部宇都宮線改築工事(宇都宮市地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	48. 2. 15 48. 2. 17 取下げ
47年 No.45	高圧送電線	東京電力 株式会社	特別高圧送電線新栃木東関東線新設工事及びこれに伴う付帯工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	48. 3. 14 48. 7. 28 裁 決
48年 No.46	道路改良	栃木県	一般国道123号改築工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	48. 9. 14 48.12.17 裁 決
49年 No.47	高圧送電線	東京電力 株式会社	特別高圧送電線路中禅寺線増強工事並びにこれに伴う付帯工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	49. 4. 25 49. 7. 6 和解成立
49年 No.48	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち小山駅宇都宮駅間線路建設工事並びに小山保守基地及び宇都宮保守基地新設工事	協議の確認の 申請	49. 8. 22 49.10.12 協議の確認



年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
49年 No.49	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち小山駅宇都宮駅間線路 建設工事並びに小山保守基地及び宇都宮保守基地新設工事	権利取得裁決 申請	49. 11. 29 50. 1. 16 取下げ
49年 No.50 No.51	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち小山駅宇都宮駅間線路 建設工事並びに小山保守基地及び宇都宮保守基地新設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	49. 11. 30 50. 1. 16 取下げ
49年 No.52	高速自動 車道	日本道路 公団	一般国道119号及び一般国道120号改築工事(有料道路「日光宇都宮 道路」のうち宇都宮市宝木本町・日光インターチェンジ間の新設 工事)及びこれに伴う付帯工事並びに市道及び河川の付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	49. 12. 27 50. 4. 26 裁 決
50年 No.53	高压送電線	東京電力 株式会社	特別高压送電線南河内線一部移設工事(No.58鉄塔～No.61鉄塔間)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	51. 2. 5 51. 4. 20 裁 決
52年 No.54	道路改良	建設大臣	一般国道4号改築工事(石橋、宇都宮バイパス、栃木県河内郡上三 川町大字上三川字上野田地内から同県宇都宮市平出工業団地地内 間)及び市道付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	52. 11. 18 53. 2. 25 裁 決
52年 No.55	道路改良	建設大臣	一般国道4号改築工事(石橋、宇都宮バイパス、栃木県河内郡上三 川町大字上三川字上野田地内から同県宇都宮市平出工業団地地内 間)及び市道付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	52. 11. 18 53. 2. 25 裁 決
53年 No.56	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち宇都宮駅新白河駅(仮 称)間線路建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	53. 11. 30 54. 3. 2 裁 決
53年 No.57	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち宇都宮駅新白河駅(仮 称)間線路建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	53. 12. 12 54. 3. 2 裁 決
53年 No.58	鉄道	日本国有 鉄道	東北新幹線東京盛岡間線路建設工事のうち宇都宮駅新白河駅(仮 称)間線路建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	53. 12. 16 54. 2. 3 取下げ
54年 No.59	都市計画 街路	栃木県	宇都宮都市計画道路事業3・3・104外環状線及び3・4・ 107宇都宮東京線	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	54. 12. 20 55. 3. 21 裁 決
57年 No.60	河川改修	建設大臣	一級河川利根川水系渡良瀬川支川菊沢川排水機場新設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	57. 8. 5 57. 11. 19 和解成立
58年 No.61	都市計画 街路	栃木県	足利・佐野都市計画道路事業3・4・1前橋水戸線	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	58. 6. 23 58. 9. 16 裁 決
58年 No.62	土地区画 整理	小山市	小山・栃木都市計画事業犬塚土地区画整理事業	補償裁決申請	58. 12. 27 59. 4. 16 裁 決
59年 No.63	土地区画 整理	足利市	足利・佐野都市計画事業山辺東部土地区画整理事業	補償裁決申請	59. 12. 13 61. 11. 21 裁 決

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
62年 No.64	橋梁改築	栃木県	県道結城二宮線改築工事(中島橋)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	62. 5. 12  62. 10. 16 和解成立
平成 2年 No.65	高压送電線	東京電力 株式会社	特別高压送電線馬頭線新設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	平成2. 4. 17  2. 9. 26 裁 決
3年 No.66	都市計画 街路	栃木県	宇都宮都市計画道路事業3・2・101号大通り	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	3. 5. 2  3. 11. 27 裁 決
3年 No.67	都市計画 下水道	栃木県	小山栃木都市計画下水道事業渡良瀬川下流域下水道(大岩藤処理区)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	3. 11. 6  4. 3. 25 裁 決
3年 No.68	高压送電 線	東京電力 株式会社	特別高压送電線井頭線新設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	4. 3. 6  4. 9. 30 取下げ
4年 No.69	道路改良	栃木県	一般国道119号改築工事(栃木県宇都宮市長岡町字東添地内から同県同市上戸祭町字鴨川地内間)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	5. 3. 19  5. 11. 24 裁 決
5年 No.70 ～ No.72	道路改良	建設大臣	一般国道4号改築工事(古河～小山バイパス)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	5. 7. 6  6. 1. 26 6. 2. 10 6. 3. 23 裁 決
5年 No.73	都市計画 街路	栃木県	塩原都市計画道路事業3・5・1号青葉通り	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	6. 2. 28  6. 9. 7 取下げ
5年 No.74	農道整備	栃木県	塩谷地区広域営農団地農道整備事業(栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	6. 2. 1  6. 12. 22 裁 決
6年 No.75	道路改良	栃木県	一般国道293号改築工事(栃木県佐野市石塚町及び同県安蘇郡田沼町大字戸奈良地内) ※石塚工区	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	7. 2. 1  7. 7. 26 裁 決
6年 No.76	道路改良	栃木県	一般国道293号改築工事(栃木県佐野市石塚町及び同県安蘇郡田沼町大字戸奈良地内) ※権崎工区	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	7. 3. 31  8. 3. 27 取下げ
8年 No.77	道路改良	栃木県	県道佐野古河線改築工事(栃木県佐野市馬門町字北野地内から同県同市越名町字川岸地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	8. 10. 29  9. 5. 6 裁 決
8年 No.78	道路改良	栃木県	県道佐野古河線改築工事(栃木県佐野市馬門町字北野地内から同県同市越名町字川岸地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	8. 10. 29  9. 5. 6 裁 決
9年 No.79	都市計画 街路	田沼町	足利佐野都市計画道路事業5・5・304号上町下町線	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	9. 5. 14  10. 5. 27 裁 決

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
10年 No.80	道路改良	栃木県	県道宇都宮栃木線改築工事(惣社今井バイパス)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	10. 7. 1 10.10.29 裁 決
10年 No.81	高速自動車 車道路	日本道路 公団	高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線改築工事(鹿沼インターチェンジ から宇都宮インターチェンジまで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道及 び河川付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	10. 6.30 11. 5.26 裁 決
10年 No.82 ～ No.85	道路改良	栃木県	県道鹿沼環状線改築工事及びこれに伴う附帯工事(栃木県鹿沼市千 渡字南原地内から同県同市茂呂字北野地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	11. 3.23 12. 8.28 裁 決
11年 No.86 No.87	道路改良	栃木県	県道佐野赤見本町線改築工事(栃木県佐野市小中町地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	11. 8.24 13. 2.28 裁 決
11年 No.88	道路改良	栃木県	県道佐野赤見本町線改築工事(栃木県佐野市小中町地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	11. 8.24 13. 2.28 裁 決
11年 No.89	土地区画 整理	鹿沼市	宇都宮都市計画事業西茂呂土地区画整理事業	補償裁決申請	12. 3.30 13. 2.28 裁 決
12年No. 90	河川改修	栃木県	一級河川那珂川水系余笹川改修工事、これに伴う農業用水路及び 県道黒磯棚倉線余笹橋付替工事並びにこれらに伴う附帯工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	12. 6.22 12.11.22 裁 決
12年 No.91	河川改修	栃木県	一級河川那珂川水系余笹川改修工事、これに伴う農業用水路及び 県道黒磯棚倉線余笹橋付替工事並びにこれらに伴う附帯工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	12. 6.22 12.11.22 裁 決
17年 No.92	都市計画 街路	栃木県	今市都市計画道路事業3・4・1号瀬川森友線及び日光都市計画 道路事業3・4・3号大谷川右岸線	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	18. 1.23 18. 9.27 裁 決
18年 No.93	都市計画 街路	栃木県	小山栃木都市計画道路事業3・4・105号間々田北通り及び 3・4・108号間々田中通り	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	18. 8.21 19. 1. 9 取下げ
18年 No.94	土地区画 整理	宇都宮市 下栗・平松 本町土地 区画整理 組合	宇都宮都市計画事業宇都宮市下栗・平松本町土地区画整理事業	補償裁決申請	19. 2.14 19. 5.23 裁 決
18年 No.95	高速自動車 車道路	東日本 高速道路 株式会社	高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ (仮称)(インターチェンジ部分を除く。)から岩舟ジャンクション (仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替 工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	19. 2.26 19.10.24 裁 決
19年 No.96	高速自動車 車道路	東日本 高速道路 株式会社	高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ (仮称)(インターチェンジ部分を除く。)から岩舟ジャンクション (仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替 工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	19. 4. 3 19.11.28 裁 決
19年 No.97	高速自動車 車道路	東日本 高速道路 株式会社	高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ (仮称)(インターチェンジ部分を除く。)から岩舟ジャンクション (仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替 工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	19. 4. 9 19. 9.26 裁 決

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
19年 No.98	高速自動車道路	東日本 高速道路 株式会社	高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ(仮称)(インターチェンジ部分を除く。))から岩舟ジャンクション(仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	19. 7. 2  20. 2. 27 裁 決
19年 No.99	高速自動車道路	東日本 高速道路 株式会社	高速自動車国道北関東自動車道新設工事(太田インターチェンジ(仮称)(インターチェンジ部分を除く。))から岩舟ジャンクション(仮称)まで)並びにこれに伴う市道、普通河川及び農業用水路付替工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	19. 9. 6  20. 2. 27 裁 決
20年 No.100	道路改良	栃木県	県道大田原高林線改築工事((仮称)黒磯インターチェンジ新設工事・栃木県那須塩原市無栗屋字百目木地内から同市鹿野崎字戸屋前地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	20. 7. 15  20. 11. 26 裁 決
21年 No.101	都市計画 街路	栃木県	足利佐野都市計画道路事業3・4・2号黒袴迫間線	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	21. 12. 15  22. 5. 26 裁 決
22年 No.102	多目的 ダム	国土交通 大臣	一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	23. 2. 1  23. 7. 27 裁 決
22年 No.103	多目的 ダム	国土交通 大臣	一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	23. 2. 1  23. 7. 27 裁 決
23年 No.104	道路改良	国土交通 大臣	一般国道4号改築工事(氏家矢板バイパス・栃木県さくら市馬場字新知地内から同市氏家字大野地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	23. 12. 2  24. 5. 23 裁 決
24年 No.105	都市計画 街路	宇都宮市	宇都宮都市計画道路事業3・3・105号産業通り(陽南)	特例の権利取得裁決申請添付書類の補充及び明渡裁決の申立て	裁決申請 24. 12. 27 (補充) 26. 5. 27 明渡申立 27. 5. 27  27. 5. 11 取下げ
24年 No.106	道路改良	栃木県	県道栃木粟野線改築工事(栃木県栃木市野中町字赤津地内から同市川原田町字真上地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	25. 3. 6  25. 8. 28 裁 決
24年 No.107	道路改良	栃木県	県道栃木粟野線改築工事(栃木県栃木市野中町字赤津地内から同市川原田町字真上地内まで)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	25. 3. 6  25. 8. 28 裁 決
27年 No.108	都市計画 街路	栃木県	宇都宮都市計画道路事業3・4・202号古峯原宮通り	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	28. 3. 25  28. 8. 19 取下げ
28年 No.109	土地区画 整理	小山市 思川西部 土地区画 整理組合	小山栃木都市計画事業思川西部土地区画整理事業	補償裁決申請	28. 5. 11  28. 11. 24 裁 決
29年 No.110	道路改良	宇都宮市	市道5340号線新設工事(栃木県宇都宮市上籠谷町字大久保地内)	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	30. 3. 23  31. 2. 4 取下げ

年度 No.	事業分類	起業者	事業名	申請の種類	申請年月日 終結年月日
令和 2年 No.111	都市計画 街路・道 路改良	栃木県	矢板都市計画道路事業3・4・8号片岡西通り及び県道矢板那須線改築工事（栃木県矢板市片岡字大谷津地内から同市片岡字松明地内まで）	権利取得裁決 申請及び明渡 裁決の申立て	3. 3.26 4. 5.25 裁 決

### 3 条例・規則・規定

#### (1) 栃木県収用委員会運営規則

	昭和57年	6月18日	栃木県収用委員会規則第1号
改正	昭和61年	7月25日	栃木県収用委員会規則第2号
	平成元年	1月31日	栃木県収用委員会規則第1号
	平成12年	3月10日	栃木県収用委員会規則第2号
	平成13年	1月5日	栃木県収用委員会規則第1号
	平成13年	3月30日	栃木県収用委員会規則第2号
	平成13年	9月28日	栃木県収用委員会規則第4号
	令和5年	3月30日	栃木県収用委員会規則第2号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第59条の規定に基づき、栃木県収用委員会（以下「委員会」という。）の会議その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (会長等の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票のうち最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、有効投票の最多数を得た者が2人以上あるときは、くじで定める。

2 前項の規定にかかわらず、委員に異議がないときは、指名推選の方法で行うことができる。

3 前2項の規定は、会長の職務を代理する者（以下「会長代理」という。）の選挙について準用する。

#### (会長等の任期)

第3条 会長及び会長代理の任期は、委員の任期とする。

#### (会長等が欠けたときの選挙)

第4条 会長又は会長代理が欠けたときは、速やかに選挙を行わなければならない。

#### (会長の専決事項)

第5条 会長は、別表第1に掲げる事項について専決することができる。

#### (会議の種類)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月第4水曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）に開催するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、これを変更することができる。

3 臨時会は、会長が必要と認めたとき又は委員から請求があったときに開催するものとする。

(会議等の招集通知)

第7条 会長は、会議を招集し、又は審理を開始しようとするときは、あらかじめ日時及び場所並びに議題又は審理する事項を委員に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第8条 委員は、会議又は審理に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(指名委員が複数の場合の事務処理)

第9条 法第60条の2第1項の規定により審理又は調査に関する事務の委任を受けた委員（以下「指名委員」という。）が複数である場合においては、指名委員の合議により指定された者（以下「代表指名委員」という。）が審理又は調査の指揮を行う。

(欠格事項の届出)

第10条 委員は、法第61条第1項各号の1に該当するときは、会議又は審理の期日前に会長に届け出なければならない。

(議事録)

第11条 会議及び審理については、議事録を作成し、出席した会長又は指名委員（指名委員が複数である場合においては、代表指名委員）（以下「会長等」という。）はこれに署名押印しなければならない。

(代理権限を証する書面)

第12条 審理に出席する代理人は、その権限を証する書面を審理開始前に会長等に提出しなければならない。

(発言の許可)

第13条 審理に出席した者が発言しようとするときは、会長等の許可を受けなければならない。

(審理の秩序維持)

第14条 審理に出席した者は、審理の会場において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会長等の許可を受けずに写真、映画等の撮影をすること。
- (2) 会長等の許可を受けずに放送、録音等をすること。
- (3) 広告物、ポスター、立看板、ビラその他これらに類するものを掲示し、又は配布すること。

(4) その他審理の秩序を乱し、又は審理の妨害となるような行為をすること。

(公開による審理の傍聴)

第15条 公開による審理の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

第16条 法第58条第3項の規定により委員会の事務を整理する部の職員（以下「職員」という。）は、会議又は審理に出席し、会長等の許可を受けて事案について説明し、又は意見を述べることができる。

2 職員は、委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 軽易な照会、回答、報告及び通知に関すること。
- (2) 軽易な事実の証明等に関すること。
- (3) その他軽易な事項

(文書の取扱い)

第17条 文書の取扱いは、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）及び栃木県文書等取扱規程（平成13年栃木県訓令第1号）の例による。

(公告の方法)

第18条 委員会の公告は、栃木県公報に登載して行うものとする。

(公印)

第19条 委員会及び会長の公印は別表第2のとおりとし、会長の指名する職員がこれを保管する。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 栃木県収用委員会運営規則（昭和26年12月25日施行）は、廃止する。

附 則（改正：昭和61年収用委員会規則第2号）

- 1 この規則は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則（改正：平成元年収用委員会規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（改正：平成12年収用委員会規則第2号）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（改正：平成13年収用委員会規則第1号）

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（改正：平成13年収用委員会規則第2号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（改正：平成13年収用委員会規則第4号）



1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

**附 則**（改正：令和5年採用委員会規則第2号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第1（第5条関係）

### 会長の専決事項

- 1 法第41条において準用する法第19条（法第94条第4項及び法第117条において準用する場合並びに法第124条第2項において準用する法第94条第4項において準用する場合を含む。）の規定により裁決申請書及びその添付書類の欠陥を補正させること並びに裁決申請書を却下すること。
- 2 法第42条第1項の規定により裁決申請書及びその添付書類の写しを送付し、並びに裁決の申請があった旨を通知すること。
- 3 法第42条第5項（法第47条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定により知事が求める裁決申請書及びその添付書類の写しを送付すること。
- 4 法第45条第1項の規定により裁決の申請があった旨の通知をすること。
- 5 法第45条の2の規定により裁決手続開始を決定した旨を公告し、及び裁決手続開始の登記を嘱託すること。
- 6 法第46条第2項の規定により審理の期日及び場所を通知すること。
- 7 法第47条の3第5項において準用する法第19条第1項前段の規定により明渡裁決の申立てに係る書類の欠陥を補正させること。
- 8 法第47条の4第1項の規定により明渡裁決の申立てに係る書類の写しを送付し、及び明渡裁決の申立てがあった旨を通知すること。
- 9 法第50条第4項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定により和解調書の正本を送達すること。
- 10 法第65条第3項（法第94条第6項において準用する場合及び法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証票を交付すること。
- 11 法第66条第3項（法第94条第6項及び法第120条において準用する場合並びに法第124条第3項において準用する法第94条第6項において準用する場合を含む。）の規定により裁決書の正本を送達すること。
- 12 法第94条第5項（法第124条第2項において準用する場合を含む。）の規定により審理の期日及び場所を通知すること。
- 13 法第118条第1項の規定により確認申請書の写しを送付すること。
- 14 法第123条第3項の規定により緊急使用の許可を通知すること。
- 15 法第138条において準用する前各号に掲げる事項を処理すること。
- 16 土地収用法施行令（昭和26年政令第342号。以下「令」という。）第1条の9の規定により裁決手続開始の決定をした旨を通知すること。
- 17 令第1項の10の規定により明渡裁決の申立てがあった旨を通知すること。
- 18 令第1条の14の規定により同条各号の一に該当する旨を通知すること。
- 19 令第5条第1項の規定により公示送達を行うこと。

- 20 令第6条の3第2項の規定により代理人の数を制限する旨を通知すること。
- 21 土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。）第20条の規定により確認証書を交付すること。
- 22 規則第22条第2項の規定により支払委託書を送付すること。
- 23 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号。以下「特別措置法」という。）第20条第3項の規定により緊急裁決の申立てがあった旨を通知すること。
- 24 特別措置法第20条第5項の規定により同条第4項に定める期間内に緊急裁決をすることができなかつた旨を通知すること。
- 25 特別措置法第24条の規定により意見書を提出すべき旨を命ずること。
- 26 特別措置法第38条の2第1項の規定により事件に係る書類を送付すること。
- 27 特別措置法第38条の2第2項の規定により裁決を行うべき期日を通知すること。
- 28 特別措置法第38条の2第4項の規定により事件を国土交通大臣に送った旨を通知し、及び公告すること。
- 29 特別措置法第45条において準用する第23号から前号までに掲げる事項を処理すること。
- 30 審理記録の閲覧申請があつた場合に許否すること。
- 31 栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）の施行に関する事務を処理すること。
- 32 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関する事務を処理すること。
- 33 その他運営に必要な事項を処理すること。

**別表第2（第19条関係）**

公 印 の 種 類	寸 法	ひ な 形												
栃木県収用委員会印	方24ミリメートル	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>栃</td> <td>木</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>収</td> <td>用</td> <td>委</td> </tr> <tr> <td>員</td> <td>会</td> <td>印</td> </tr> </table>	栃	木	県	収	用	委	員	会	印			
栃	木	県												
収	用	委												
員	会	印												
栃木県収用委員会会長印	方24ミリメートル	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>栃</td> <td>木</td> <td>県</td> <td>収</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>委</td> <td>員</td> <td>会</td> </tr> <tr> <td>会</td> <td>長</td> <td>之</td> <td>印</td> </tr> </table>	栃	木	県	収	用	委	員	会	会	長	之	印
栃	木	県	収											
用	委	員	会											
会	長	之	印											

## (2) 栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程

昭和 57 年 6 月 18 日 栃木県収用委員会告示第 1 号  
改正 平成 元年 1 月 31 日 栃木県収用委員会告示第 1 号  
平成 6 年 3 月 29 日 栃木県収用委員会告示第 1 号  
令和 3 年 3 月 31 日 栃木県収用委員会告示第 1 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 59 条及び栃木県収用委員会運営規則（昭和 57 年栃木県収用委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、公開による審理（以下「審理」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴手続)

第 2 条 法第 64 条第 1 項の規定により会長又は指名委員（指名委員が複数である場合においては、規則第 9 条に規定する代表指名委員）（以下「会長等」という。）は、傍聴席の数等を考慮して、傍聴人の数を制限することができる。

- 2 前項の場合において、会長等が必要と認めるときは、傍聴券（別記様式）を発行することができる。
- 3 傍聴券は、審理の当日、枚数を定めて先着順に交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、入場の際、委員会の事務を整理する職員（以下「職員」という。）にこれを提示しなければならない。

### (傍聴の制限)

第 3 条 会長等は、次の各号の 1 に該当すると認められる者については、審理を傍聴させないことができる。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 広告物、ポスター、立看板、ビラその他これらに類するものを携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は鳴物の類を携帯している者
- (5) その他審理を害するおそれがあると認められる者

### (傍聴の秩序維持)

第 4 条 傍聴人は、審理を傍聴するに当たって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに自席を離れること。
- (2) 私語、喚声、放歌、拍手その他騒ぐ行為をすること。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をすること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 会長等の許可を受けずに写真等の撮影、録音等をすること。
- (6) その他審理の秩序を乱し、又は審理の妨害となるような行為をすること。

(違反に対する措置)

第5条 会長等は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、傍聴人がこれに従わないときは、法第64条第3項の規定により退場を命ずることができる。

(補則)

第6条 この規程の実施に関しその他必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

改正文（平成6年収用委員会告示第1号）抄  
平成6年4月1日から適用する。

別記様式（第2条関係）

（表）

No.	年 月 日
（当日限り有効）	
傍 聴 券	
栃 木 県 収 用 委 員 会	

（裏）

傍 聴 人 心 得

栃木県収用委員会の審理の傍聴に関する規程（抜粋）  
（傍聴の秩序維持）

第4条 傍聴人は、審理を傍聴するに当たって次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに自席を離れること。
- (2) 私語、喚声、放歌、拍手その他騒ぐ行為をすること。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をすること。
- (4) 飲食又は喫煙をすること。
- (5) 会長等の許可を受けずに写真等の撮影、録音等をすること。
- (6) その他審理の秩序を乱し、又は審理の妨害となるような行為をすること。

備考

この傍聴券は、縦 85 ミリメートル、横 125 ミリメートルとする。

### (3) 土地収用法の規定により出頭する鑑定人等の旅費及び手当に関する条例

昭和44年 3月27日栃木県条例第 3号  
改正 平成16年12月28日栃木県条例第51号

(趣旨)

第1条 土地収用法（昭和26年法律第219号）第65条第1項の規定により栃木県収用委員会（以下「収用委員会」という。）が出頭を命じた鑑定人及び参考人に支給する旅費及び手当並びに土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第1条の7の5第3項第2号に掲げる鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関しては、この条例の定めるところによる。

(収用委員会が出頭を命じた鑑定人等の旅費及び手当)

第2条 収用委員会が出頭を命じた鑑定人又は参考人が出頭したときは、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

2 収用委員会が出頭を命じた鑑定人が出頭し、若しくは鑑定したとき又は収用委員会が出頭を命じた参考人が出頭したときは、収用委員会が知事と協議して定める額を手当として支給する。

(仲裁の手續に係る鑑定人等の旅費及び手当)

第3条 仲裁委員の求めに応じて鑑定人又は参考人が出頭したときは、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

2 仲裁委員の求めに応じて鑑定人が出頭し、若しくは鑑定したとき又は仲裁委員の求めに応じて参考人が出頭したときは、知事が定める額を手当として支給する。

#### 附 則

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

2 第2条第1項又は第3条第1項の規定により旅費の額を算定する場合には、当分の間、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）附則第4項及び第5項の規定は、適用しない。

附 則（平成16年条例第51号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成17年規則第50号で平成17年7月1日から施行)

(委任)

2 この附則で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(4) 栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例

昭和39年 3月30日栃木県条例第26号

改正 平成20年10月16日栃木県条例第35号

平成24年10月23日栃木県条例第42号

令和 元年10月11日栃木県条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、栃木県収用委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員に対する報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長たる委員 月額51,500円に勤務1日につき22,000円を加算した額
- (2) その他の委員 月額41,500円に勤務1日につき20,000円を加算した額

(報酬の支給期間)

第3条 委員の報酬は、任命された日から退職した日まで支給する。

2 委員が死亡した場合における報酬は、その月まで支給する。

(費用弁償の額)

第4条 委員が、その職務を行うための旅行に要する費用の弁償の額は、職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の9級の職務にある職員に支給する旅費に相当する額とする。

(支給方法)

第5条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、県の一般職に属する職員に対する給料及び旅費支給の例による。

**附 則**

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

2 第4条の規定により費用弁償の額を算定する場合には、当分の間、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）附則第4項及び第5項の規定は、適用しない。

**附 則**（改正：平成20年条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（改正：平成24年条例第42号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

**附 則**（改正：令和元年条例第12号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。